

I 総論関係

問1 本激と局激の違いを教えてください。本激の方が、補助率が高いのでしょうか。

(答)

本激の方が、適用すべき特例措置の種類が多いのは確かですが、いわゆる本激も局激も、同じ激甚災害法に基づく特例措置が適用されますので、同種の措置について内容に違いはありません。

ただし、本激が対象区域を全国として、対象災害と適用措置の2つを指定するのに対し、局激は対象災害及び適用措置に加え、対象区域(市町村)を明示して指定します。

また、局激は、本激の指定基準（激甚災害指定基準^{じん}(昭和37年12月7日中央防災会議決定)）を満たさなかった場合に指定の可否を判断するので、ある災害が本激の指定を受け、何らかの特例措置が適用された場合、本激で適用済の同じ措置が局激で適用されることはありません。つまり、同じ災害について二重に補助率等がかさ上げされることはありません。

ちなみに、「本激」という言葉は、あくまで局激（局地激甚災害）に対するものとしての通称ですので、法令や激甚災害指定基準^{じん}上の文言ではありません。